

一、相关新法令、新政策

● 关于实施《国务院机构改革和职能转变方案》任务分工的通知

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2013〕22号
 【发布日期】2013-03-26
 【内容提要】为落实《国务院机构改革和职能转变方案》，国务院提出用3至5年时间完成该方案中的各项任务，并相应发布有关任务分工的通知。通知的具体内容，择要整理如下：

<p>2013年完成的任务(共29项,以下仅列举部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2013年06月底前,发布新修订的政府核准投资项目目录,修改出台投资项目审批、核准、备案管理办法。 ▪ 2013年06月底前,提出将注册资本实缴登记制改为认缴登记制等放宽工商登记条件、实行“宽进严管”的方案。 ▪ 2013年09月底前,清理工商登记前置审批项目,提出拟取消的前置审批项目和改为后置审批的项目以及加强监督管理的措施。 ▪ 消除地区封锁,打破行业垄断,维护全国市场的统一开放、公平诚信、竞争有序。2013年12月底前商务部牵头解决一批突出问题。
<p>2014年完成的任务(共28项,以下仅列举部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2014年06月底前,相关部门就以下事项提出方案: <ol style="list-style-type: none"> 1) 整合建立统一规范的公共资源交易平台,有关部门在职责范围内加强监督管理。 2) 推动建立统一的信用信息平台,逐步纳入金融、工商登记、税收缴纳、社保缴费、交通违章等信用信息。 3) 建立以公民身份号码为基础的公民统一社会信用代码制度。 4) 建立以组织机构代码为基础的法人和其他组织统一社会信用代码制度。 ▪ 2014年06月底前,出台并实施以下制度: <ol style="list-style-type: none"> 1) 不动产统一登记制度。 2) 信息网络实名登记制度。 3) 新的现金管理制度。 ▪ 2014年12月底前,完成如下任务: <ol style="list-style-type: none"> 1) 整合一批业务相同或相近的检验、检测、认证机构。 2) 建立健全推荐性标准体系。 3) 完善金融账户实名登记制度。

一、関連する新法令、新政策

● 「国务院の機構改革および職能転換方案」実施の任務分担に関する通知

【発布機関】国务院弁公庁
 【発布番号】国弁発〔2013〕22号
 【発布日】2013-03-26
 【概要】「国务院の機構改革および職能転換方案」を実施するため、国务院は、3年から5年の間に当該方案における各種任務を完了することを提起し、相応して関連任務分担に関する通知を発布した。通知の具体内容について、要点を以下のとおり整理した。

<p>2013年に完了する任務(計29項目、以下はその一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2013年6月末までに、新たに改正した政府投資認可プロジェクト目録を発布し、投資プロジェクトの審査許可、認可、届出管理弁法を改正発布する。 ▪ 2013年6月末までに、登録資本金の実際払込登記制を払込引受登記制に変更するなど、工商登記条件の緩和を提起し、「敷居は低く、管理は厳しく」の方案を実行する。 ▪ 2013年9月末までに、工商登記前置審査許可プロジェクトを整理して、取り消し予定の前置審査許可プロジェクトならびに後置審査許可に変更するプロジェクトを提起し、監督管理措置を強化する。 ▪ 地域の閉鎖性をなくし、業界独占を打破して、全国市場の統一開放、公平・誠実信義、秩序ある競争を守る。2013年12月末までに商務部が率先して、突出した問題をつぎつぎと解決する。
<p>2014年に完了する任務(計28項目、以下はその一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2014年6月末までに、関係部門は以下の事項について方案を提出する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 統一・規範化された公共資源取引プラットフォームを統合開設し、関係部門は職責の範囲内で監督管理を強化する。 2) 統一的な信用情報プラットフォーム開設を推進し、金融、工商登記、税金納付、社会保険料納付、交通規則違反などの信用情報を徐々に組み入れる。 3) 国民本人証明番号に基づく国民統一社会信用コード制度を確立する。 4) 組織機構コードに基づく法人およびその他の組織の統一社会信用コード制度を確立する。 ▪ 2014年6月末までに、以下の制度を発布し実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 不動産統一登記制度 2) 情報ネットワーク実名登記制度 3) 新たな現金管理制度 ▪ 2014年12月末までに、以下の任務を完了する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 業務が同じまたは類似する検査、検測、認証機構をつぎつぎと統合する。 2) 健全たる推奨性基準システムを確立する。 3) 金融口座実名登記制度を整備する。

2015 年完成的任务(共 11 项, 以下仅列举部分)

- 发布新修订的政府核准投资项目目录, 并基本完成投资体制改革。
- 基本完成取消和下放生产经营活动和产品物品的许可事项、取消非许可审批事项、取消资质资格许可事项工作, 相应加强监督管理。
- 基本完成整合业务相同或相近的检验、检测、认证机构的工作。
- 基本完成行业协会商会与行政机关脱钩。出台实行一业多会的具体办法。
- 出台并实施以公民身份号码为基础的公民统一社会信用代码制度。
- 出台并实施以组织机构代码为基础的法人和其他组织统一社会信用代码制度。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2013-03/28/content_2364821.htm

2015 年に完了する任務(計 11 項目、以下はその一部)

- 新たに改正した政府投資認可プロジェクト目録を發布し、投資体制改革を基本的に完了する。
- 生産經營活動および製品物品に関する許可事項の取消しおよび下部移譲、非許可審査許可事項の取消し、資質資格許可事項の取消しの作業を基本的に完了し、相応に監督管理を強化する。
- 業務が同じまたは類似する検査、検測、認証機構の統合作業を基本的に完了する。
- 業界の協会・商会と行政機關の關係切り離しを基本的に完了する。一業界に複数の会を置く具体方法を發布実施する。
- 国民本人証明番号に基づく国民統一社会信用代码制度を發布し実施する。
- 組織機構コードに基づく法人およびその他の組織の統一社会信用代码制度を發布し実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2013-03/28/content_2364821.htm

● 关于进一步完善成品油价格形成机制的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改价格〔2013〕624 号

【发布日期】2013-03-26

【内容提要】根据该通知, 自 2013 年 03 月 26 日起, 成品油价格形成机制将在如下三个方面进行完善:

- 将油价调整周期由 22 个工作日缩短至 10 个工作日;
- 调整国内成品油价格挂靠油种;
- 取消平均价格波动 4% 的调价幅度限制。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130326_534068.htm

● 製品油価格決定メカニズムの更なる整備に関する通知

【発布機関】国家發展・改革委員会

【発布番号】发改價格〔2013〕624 号

【発布日】2013-03-26

【概要】本通知によると、2013 年 3 月 26 日から、製品油価格決定メカニズムを以下の 3 方面で整備する。

- 油價格の調整周期を 22 營業日から 10 營業日に短縮する。
- 国内製品油價格の基となる油種を調整する。
- 平均價格變動 4% という價格調整幅に関する制限を取り消す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130326_534068.htm

● 关于废止和修改部分招标投标规章和规范性文件的决定

【发布单位】国家发展和改革委员会等九部门

【发布文号】国家发展和改革委员会、工业和信息化部、财政部、住房和城乡建设部、交通运输部、铁道部、水利部、国家广播电影电视总局、中国民用航空局令第 23 号

【发布日期】2013-03-11

【实施日期】2013-05-01

【内容提要】该决定根据《招标投标法实施条例》, 对与招投标有关的规章和规范性文件进行了全面清理, [废止规范性文件 1 件, 修改规章 11 件, 规范性文件 1 件。](#)

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130325_533942.htm

● 入札募集・入札の規則および規範的文書の一部廃止ならびに改正に関する決定

【発布機関】国家發展・改革委員会など 9 部門

【発布番号】国家發展・改革委員会、工業・情報化部、財政部、住宅・都市農村建設部、交通運輸部、鉄道部、水利部、国家ラジオ映画テレビ総局、中国民用航空局令第 23 号

【発布日】2013-03-11

【施行日】2013-05-01

【概要】本決定は、「[入札募集・入札法实施条例](#)」に基づき、入札募集・入札に関する規則および規範的文書に対し、全面的な整理を行い、[1 件の規範的文書を廃止し、11 件の規則、1 件の規範的文書を改正](#)した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013ling/t20130325_533942.htm

● 关于调整重大技术装备进口税收政策有关目录的通知

【发布单位】财政部、工业和信息化部、海关总署、国家税务总局
【发布文号】财关税〔2013〕14号
【发布日期】2012-03-25
【内容提要】根据该通知,自2013年04月01日起,对集成电路设备等装备及其关键零部件、原材料进口税收政策予以调整:

- 对符合规定条件的国内企业为生产国家支持发展的直流场设备、高速铁路信号系统、生活垃圾精分选成套系统装备、举高消防车、染色机、新型农业机械、太阳能电池设备、集成电路关键设备、新型平板显示器件生产设备、锂离子动力电池设备、电子元器件生产设备等装备而确有必要进口部分关键零部件、原材料,免征关税和进口环节增值税。
- 取消液压支架等装备进口关键零部件及原材料免税政策。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://qss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201303/t20130329_798789.html

● 关于发布《危险化学品生产使用环境管理登记申请表》等四项《危险化学品环境管理登记办法(试行)》配套文件的通知

【发布单位】环境保护部办公厅
【发布文号】环办〔2013〕28号
【发布日期】2013-03-22
【内容提要】根据《危险化学品环境管理登记办法(试行)》,环境保护部发布了《危险化学品生产使用环境管理登记申请表》、《危险化学品生产使用环境管理登记证变更申请表》、《危险化学品生产使用环境管理登记证参考样式》和《重点环境管理危险化学品环境风险评估报告编制指南(试行)》等四项实施配套文件。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201303/t20130329_250125.htm

● 关于深化小微企业金融服务的意见

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】银监发〔2013〕7号
【发布日期】2013-03-21
【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.cbrc.gov.cn/govView_966D1715F72A4E31BFE75BEB19B3F3B4.html

● 重大技術裝備の輸入税收政策関連目錄の調整に関する通知

【発布機関】財政部、工業・情報化部、税関総署、国家税務総局
【発布番号】財関税〔2013〕14号
【発布日】2013-03-25
【概要】本通知によると、2013年4月1日から、集積回路設備などの装備およびその基幹部品、原材料に関する輸入税收政策について調整を加える。

- 規定条件を満たす国内企業に対し、国が発展を支援する直流電場設備、高速鉄道信号システム、生活ごみ選別プラントシステム装備、はしご付消防車、染色機、新型農業機械、太陽電池設備、集積回路基幹部品、新型フラットパネルディスプレイ生産設備、リチウムイオン動力電池設備、電子部品生産設備などの装備の生産のために必要な一部輸入基幹部品、原材料についての関税及び輸入増値税を免除する。
- 油圧マストサポートなどの装備の輸入基幹部品および原材料に関する免税政策を取り消す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://qss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201303/t20130329_798789.html

● 「危险化学品生产使用环境管理登记申请表」など四つの「危险化学品环境管理登记办法(试行)」関連文書の発布に関する通知

【発布機関】環境保護部弁公庁
【発布番号】環弁〔2013〕28号
【発布日】2013-03-22
【概要】「危险化学品环境管理登记办法(试行)」に基づき、環境保護部は「危险化学品生产使用环境管理登记申请表」、「危险化学品生产使用环境管理登记证变更申请表」、「危险化学品生产使用环境管理登记证参考样式」および「重点环境管理危险化学品环境风险评估报告编制指南(试行)」など四つの実施関連文書を発布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201303/t20130329_250125.htm

● 小規模・零細企業向け金融サービスの推進に関する意見

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】銀監發〔2013〕7号
【発布日】2013-03-21
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.cbrc.gov.cn/govView_966D1715F72A4E31BFE75BEB19B3F3B4.html

● [关于调整本市最低工资标准的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局
【发布文号】沪人社综发〔2013〕16号
【发布日期】2013-03-28
【内容提要】根据该通知，从2013年04月01日起，上海市月最低工资标准从1450元调整为1620元，小时最低工资标准从12.5元调整为14元。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/zhxx/gfxwj/ldbc/201303/t20130329_1146165.shtml

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [《关于经营者集中附加限制性条件的规定（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，商务部发布[《关于经营者集中附加限制性条件的规定（征求意见稿）》](#)，现向社会公开征求意见（截止日期：2013年04月26日）。

根据该征求意见稿，对不予禁止的经营者集中，商务部可以附加减少集中对竞争产生不利影响的限制性条件。限制性条件包括三种：一是剥离参与集中的经营者的有形资产、知识产权或相关权益等结构性条件；二是参与集中的经营者开放其网络或平台等基础设施、许可关键技术（包括专利、专有技术或其他知识产权）、终止排他性协议等行为性条件；三是结构性条件和行为性条件相结合的综合条件。

（摘自商务部网站；2013年03月27日发布）

● [《国内水路运输经营资质管理规定（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，交通运输部发布[《国内水路运输经营资质管理规定（征求意见稿）》](#)，现向社会公开征求意见（截止日期：2013年04月27日）。

根据该征求意见稿，外商投资企业申请从事国内水路运输，应当特别符合下列条件：

● [上海市最低賃金基準の調整に関する通知\(上海\)](#)

【発布機関】上海市人的資源・社会保障局
【発布番号】滬人社綜発〔2013〕16号
【発布日】2013-03-28
【概要】本通知によると、2013年4月1日から、上海市月最低賃金基準を1450元から1620元に調整し、時間最低賃金基準を12.5元から14元に調整する。
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/zhxx/gfxwj/ldbc/201303/t20130329_1146165.shtml

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [「事業者集中の制限条件の付加に関する規定（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、商务部は「[事業者集中の制限条件の付加に関する規定（意見募集案）](#)」を公布し、現在パブリックコメントを募集している（締め切りは2013年4月26日である）。

本意見募集案によると、禁止とならない事業者集中に対し、商务部は、集中が競争に与える不利な影響を減少させる制限条件を付加することが可能となる。制限条件には次の3種類が含まれる。一つ目は集中に参加する事業者の有形資産、知的財産権または関連権益の切り離しなど構造上の条件。二つ目は集中に参加する事業者の自らのネットワークまたはプラットフォームなどのインフラ施設の開放、基幹技術（特許、ノウハウまたはその他の知的財産権を含む）の許可、排他的協議の終了など行為上の条件。三つ目は構造上の条件と行為上の条件を組み合わせた総合的条件である。

（2013年3月27日付の商务部ウェブサイトより抜粋）

● [「国内水路輸送経営資格管理規定（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、交通运输部は「[国内水路輸送経営資格管理規定（意見募集案）](#)」を公布し、現在パブリックコメントを募集している（締め切りは2013年4月27日である）。

本意見募集案によると、外商投資企業が国内水路輸送への従事を申請する場合、特に下記の条件を満たす

(一) 拟经营的范围内, 现有国内水路运输经营者无法满足需求;

(二) 出资方中的外方投资者应当具有经营水路运输业务的良好业绩和运营经验;

(三) 出资方中的外方投资者, 在该企业中的出资比例之和不得超过 49%。

(摘自交通运输部网站;2013 年 03 月 27 日发布)

さなければならぬ。

(一) 経営を予定している範囲において、現有の国内水路輸送事業者では需要を満たすことができない。

(二) 出資者における外国投資者は、水路輸送業務経営における良好な実績および運営経験を具備していなければならない。

(三) 出資者における外国投資者について、当該企業における出資比率の和が 49%を超えてはならない。

(2013 年 3 月 27 日付の交通運輸部ウェブサイトより抜粋)

● 最高人民法院公布三起商标案件典型案例

日前, 最高人民法院召开新闻发布会, 通报关于人民法院审理商标和不正当竞争案件的有关情况, 并公布了三起人民法院审理商标案件典型案例, 分别为:

1. 苹果公司与深圳唯冠公司“IPAD”商标权属纠纷案;
2. 凌致公司与崔焕所等侵害“杰克·琼斯”商标权民事纠纷案;
3. 盖璞公司与新恒利公司“GAP”商标异议行政纠纷案。

(摘自最高人民法院网站;2013 年 03 月 28 日发布)

● 最高人民法院が 3 件の商標事件典型判例を公布した

先頃、最高人民法院は記者会見を開き、人民法院が審理した商標および不正競争事件に関する状況を報告し、3 件の人民法院が審理した商標事件典型判例を公布した。それぞれ以下の通りである。

1. アップル社と深セン唯冠社との「IPAD」商標権帰属紛争事件。
2. ベストセラー社と崔煥所などの「ジャックアンドジョーンズ」商標権侵害民事紛争事件。
3. ギャップ社と新恒利社との「GAP」商標異議行政紛争事件。

(2013 年 3 月 28 日付の最高人民法院ウェブサイトより抜粋)

● 《关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释(四)》简介

2013 年 01 月 18 日, 最高人民法院发布了《关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释(四)》(以下简称“《解释四》”), 《解释四》主要从实体法和程序法两大角度对近年来劳动争议处理司法实务中一些有争议、不明确的问题作了规定, 现简介如下:

一、关于实体法

1. 明确“劳动者非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作”的几种情形

为防止用人单位通过安排、调动劳动者至新用人单位工作的方式规避经济补偿的年限, 《劳动合同法实施条例》第 10 条规定, “劳动者非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作的”, 如果原用人单位未支付经济补偿, “劳动者在原用人单位的工作年限合并计算为新用人单位的工作年限”。但是, 该规定过于原则, 对“非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作”本身并未进行界定, 此次, 《解释四》第 5 条解决了该问题, 即, 明确如下情形之一属于“非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作”:

● 「労働紛争案件の審理に適用する法律の若干問題に関する解釈(四)」の分析

2013 年 1 月 18 日、最高人民法院は「労働紛争案件の審理に適用する法律の若干問題に関する解釈(四)」(以下、「解釈四」という)を发布了。「解釈四」は主として実体法および手続法の二面より昨今の労働紛争処理の司法実践において論争がある、不明確な問題に対し規定を設けた。以下、簡潔に紹介する。

一、実体法について

1. 「労働者が自らに起因せず、元の使用人より新たな使用者へと勤務先を変更される」のいくつかの状況を明確にした

使用者が労働者を新たな使用者の下へと勤務先を配置、変更する方法で、経済補償金の年数を回避することを防止するため、「労働契約法实施条例」第 10 条では、「労働者が自らに起因せず、元の使用人より新たな使用者へと勤務先を変更される」状況において、元の使用人が経済補償金を支払っていない場合、「労働者の元の使用人における勤務年数を合算して新たな使用者における勤務年数とする」と規定している。ただし、当該規定は原則的なものに過ぎず、「自らに起因せず、元の使用人より新たな使用者へと勤務先を変更される」と自体については定義されていなかった。このたび、「解釈

- 1) 劳动者仍在原工作场所、工作岗位工作，劳动合同主体由原用人单位变更为新用人单位。
- 2) 用人单位以组织委派或任命形式对劳动者进行工作调动。
- 3) 因用人单位合并、分立等原因导致劳动者工作调动。
- 4) 用人单位及其关联企业与劳动者轮流订立劳动合同。
- 5) 其他合理情形。

2. 统一竞业限制有关问题

实践中比较常见的竞业限制问题在中国各地有不同的理解和掌握，一直未得到统一，例如，未约定经济补偿数额情形下的数额推定、未约定或未支付经济补偿时竞业限制的效力、劳动合同解除与竞业限制的关系等等。《解释四》第6条至第10条用了5个条文对一些重要问题进行了统一规定：

- 1) 双方约定了竞业限制，但未约定经济补偿，劳动者履行竞业限制义务后，可以请求按“劳动合同解除或者终止前12个月平均工资的30%按月支付经济补偿”。
- 2) 劳动合同解除后，竞业限制仍然有效，除非双方有特别约定。
- 3) 因用人单位的原因导致3个月未支付经济补偿，劳动者可以向用人单位提出解除竞业限制。
- 4) 在竞业限制期限内，用人单位可以请求解除竞业限制，但是，劳动者也可以请求用人单位额外支付3个月的竞业限制经济补偿。
- 5) 劳动者违反竞业限制约定，向用人单位支付违约金后，用人单位仍然可以要求劳动者继续履行竞业限制义务。

3. 设定口头变更劳动合同的规则

《劳动合同法》第35条确定了书面变更劳动合同的原则，“用人单位与劳动者协商一致，可以变更劳动合同约定的内容。变更劳动合同，应当采用书面形式。”但是，多年法律实务经验表明，该规定与实务操作脱节的状况较为显著，在劳动合同实际履行中，口头变更劳动合同的方式依然大量存在，其中，对劳动者有利的升职加薪等变更大大多于不利的降职降薪等变更，因此，如果一味不承认口头变更劳动合同，反而对保护劳动者不利。《解释四》第11条承认了这种现状，并设定了口头变更劳动合同的规则，如果同时符合以下要件，口头变更劳动合同有效：

四」第5条では当該問題を解決し、下記状況のいずれかであれば、「自らに起因せず、元の使用者より新たな使用者へと勤務先を変更される」に該当することを明確にしている。

- 1) 労働者は依然として元の勤務場所、職位において勤務するが、労働契約の主体は元の使用者から新たな使用者へ変更される状況。
- 2) 使用者が委任派遣または任命の形式で労働者に対し配置転換を行う状況。
- 3) 使用者の合併、分割などに起因して労働者の配置転換が行われる状況。
- 4) 使用者およびその関連企業が労働者と代わる代わる労働契約を締結する状況。
- 5) その他の合理的な状況。

2. 競業禁止関連問題を統一した

実際によく見られる競業禁止の問題は中国各地で異なる理解と認識があり、これまで統一されていなかった。例えば、経済補償の金額に関する取決めがない状況における金額の推定、経済補償の取決めまたは支払いがない場合の競業禁止の効力、労働契約の解除と競業禁止の関係などである。「解釈四」第6条から第10条では、5カ条の条文を用いていくつかの重要問題について、統一規定を設けた。

- 1) 双方で競業禁止を取決めていない場合、労働者は競業禁止義務を履行した後、「労働契約の解除または終了前12ヵ月間の平均賃金の30%に基づく月毎の経済補償の支払い」を請求できる。
- 2) 労働契約の解除後、双方に特段の取決めがない限り、競業禁止は依然として有効である。
- 3) 使用者に起因して経済補償の支払いが3ヵ月間行われなかった場合、労働者は使用者に対し競業禁止の解除を提起することができる。
- 4) 競業禁止期間において、使用者は競業禁止の解除を求めることができるが、労働者も使用者に対し別途に、3ヵ月分の競業禁止経済補償の支払いを求めることができる。
- 5) 労働者が競業禁止の取決めに違反した場合、使用者に対し違約金を支払った後、使用者は依然として労働者に対し競業禁止義務の履行継続を求めることができる。

3. 口頭での労働契約変更に関する規則を設けた

「労働契約法」第35条では書面での労働契約変更という原則を定めており、「使用者と労働者が協議合意した場合、労働契約で取り決めた内容を変更することができる。労働契約の変更は、書面形式でなければならない。」となっている。ただし、長年の法律業務における経験では、当該規定と実務が合致しない状況が顕在し、労働契約の実際の履行過程においては、口頭で労働契約を変更する方法が依然として多く存在する。中でも、労働者に有利となる昇級昇給などの変更は、不利となる降級減給などの変更よりも圧倒的に多いため、一律に口頭での労働契約変更を認めないとした場合、却って労働者保護に不利となる。「解釈四」第11条ではこのような現状を認め、口頭での労働契約変更に関する規則を設けた。以下の要件を同時に満たす場合、口頭での

- 1) 口头变更的劳动合同实际履行超过 1 个月。
- 2) 变更后的内容不违反法律、行政法规、国家政策以及公序良俗。

4. 澄清“事先通知工会”程序对单方解除劳动合同效力的影响

《劳动合同法》第 43 条规定，“用人单位单方解除劳动合同，应当事先将理由通知工会。”如果未事先通知工会，是否影响单方解除行为的效力？《解释四》第 12 条持附条件的肯定意见，即，建立了工会的用人单位，如果解除时未事先通知工会，为违法解除劳动合同，不过，《解释四》亦给予用人单位补救的机会，只要用人单位在起诉前补充履行通知程序，亦是合法通知，这意味着，即使用人单位失误，在解除时没有及时通知工会，完全可以事后依法弥补。

5. 补充规定经济补偿金支付情形

《劳动合同法》第 46 条规定，“因用人单位被依法宣告破产；用人单位被吊销营业执照、责令关闭、撤销或者用人单位决定提前解散”而终止劳动合同，用人单位应当支付经济补偿。实务中，“用人单位经营期限届满不再继续经营”导致劳动合同无法继续履行与以上情形类似的，为完善《劳动合同法》第 46 条规定，《解释四》第 13 条将此同样作为支付经济补偿金的情形之一。

6. 拒绝认定无证外（港澳台）籍员工的劳动关系

根据《外国人在中国就业管理规定》、《台湾香港澳门居民在内地就业管理规定》等规定，外（港澳台）籍人员如需在中国内地就业，必须依法办理相关就业证件。但是，实务中存在外（港澳台）籍人员未办理相关就业证件即在中国内地用人单位非法就业的现象。对于这类非法就业现象，《解释四》拒绝认定劳动关系，不提供劳动法上的保护，而是按劳务关系处理。

二、关于程序法

1. 法院有权审查劳动争议仲裁管辖权

为避免法院和劳动争议仲裁委员会在劳动争议管辖问题上互相推诿，《解释四》第 1 条要求法院对“劳动争议仲裁委员会认为对案件无管辖权而不受理，当事人直接向法院起诉的”案件的管

労働契約の変更は有効である。

- 1) 口頭で変更した労働契約の実際の履行が1ヵ月を超えている。
- 2) 変更後の内容が法律、行政法規、国の政策および公序良俗に反していない。

4. 「労働組合への事前通知」の手續が労働契約の一方的な解除の効力に与える影響を明確にした

「労働契約法」第 43 条では、「使用者が一方的に労働契約を解除する場合、事前に理由を労働組合に通知しなければならない。」と定められている。労働組合への事前通知を行わなかった場合に、一方的な解除の効力に影響があるかについて、「解釈四」第 12 条は条件付きで肯定している。即ち、労働組合を設立した使用者が、解除の際に労働組合への事前通知を行わなかった場合、労働契約の違法解除となる。ただし、「解釈四」は使用者にも是正の機会を与えており、使用者が提訴前に通知手續を補完すれば、合法的な通知となる。これは、使用者が誤って解除の際に速やかに労働組合へ通知しなかったとしても、事後に法に則り補完することが全く問題なくできることを意味する。

5. 経済補償金を支払う状況について追加規定を行った

「労働契約法」第 46 条では、「使用者が法に則り破産を宣告された、使用者が営業許可証を取り上げられた、廃業、抹消命令を受けた、または使用者が繰り上げ解散を決定した」ために労働契約が終了となった場合、使用者は経済補償金を支払わなければならないと定められている。実務において、「使用者が経営期間満了後に経営を継続しない」ために労働契約の継続履行が不能となる状況は上記の状況と類似している。「労働契約法」第 46 条の規定を完全にするため、「解釈四」第 13 条は当該状況についても同様に経済補償金を支払う状況の一つとした。

6. 証書のない外国（香港、マカオ、台湾）籍人員の労働関係の認定を拒絶した

「外国人の中国における就業管理規定」、「台湾香港マカオ籍人員の内地における就業管理規定」などによれば、外国（香港、マカオ、台湾）籍人員が中国の内地で就業の必要がある場合、法に従って関連就業証書手續を行わなければならないと規定している。ただし、実際には外国（香港、マカオ、台湾）籍人員が関連就業証書手續を行わずに中国の内地の使用の下で不法就労している状況が存在する。このような不法就労の状況に対し、「解釈四」は労働関係の認定を拒絶し、労働法上での保護を与えず、労務関係に準じて処理するとした。

二、手續法について

1. 裁判所は労働紛争仲裁管轄権の審査を行う権利を有する

裁判所と労働紛争仲裁委員会が労働紛争の管轄問題において相互に責任を転嫁することを避けるため、「解釈四」第 1 条は、裁判所に対し「労働紛争仲裁委員会が事件に対する管轄権を持たないと判断したために

管辖归属进行审查，并规定了相应的衔接措施：

- 1) 经审查认为劳动争议仲裁委员会对案件确无管辖权的，告知当事人向有管辖权的劳动争议仲裁委员会申请仲裁。
- 2) 经审查认为劳动争议仲裁委员会有管辖权的，告知当事人申请仲裁，并将审查意见书书面通知该劳动争议仲裁委员会，如果劳动争议仲裁委员会仍不受理，当事人就该劳动争议事项起诉的，法院应予以受理。

2. 基层法院有权审查仲裁裁决的类型

《劳动争议调解仲裁法》第 47 条将仲裁裁决区分为终局裁决和非终局裁决，并规定了不同的救济渠道。《解释四》第 2 条对在实务中如何判断裁决类型规定如下：

- 1) 仲裁裁决的类型以仲裁裁决书确定的为准。
- 2) 如果仲裁裁决书未明确的，则基层法院有审查权：
 - 经审查是非终局裁决的，基层法院受理。
 - 经审查是终局裁决的，法院不予受理（已受理的，驳回起诉），用人单位自收到不予受理裁定书之日起 30 日内可以向劳动争议仲裁委员会所在地中级法院申请撤销仲裁裁决。

3. 制定申请撤销终局裁决案件的审理规则

《解释四》第 3 条确定了申请撤销终局裁决案件的几项审理规则：

- 1) 由合议庭审理。
- 2) 以开庭审理为原则，当然，经过阅卷、调查和询问当事人，对没有新的事实、证据或者理由，合议庭认为不需要开庭审理的，可以不开庭审理。
- 3) 可以组织双方调解，达成调解协议的，制作调解书。该调解协议具有强制执行力，可以申请法院强制执行。

4. 调解协议经司法确认具有强制执行力

经行政机关、人民调解组织、行业调解组织或者其他具有调解职能的组织调解（而非法院）而形成的调解协议仅具有民事合同约束力，本身没有强制执行力，不能直接通过法院强制执行。但《解除四》第 4 条指出，如该等调解协议向基

受理せず、当事者が直接裁判所へ提訴した」事件の管轄権の帰属について審査を行うよう要求し、相応する関連措置を定めた。

- 1) 審査を経て、労働紛争仲裁委員会は事件に対する管轄権を確かに持たないと判断された場合、当事者に対し管轄権を持つ労働紛争仲裁委員会へ仲裁を申し立てるよう通知する。
- 2) 審査を経て、労働紛争仲裁委員会は管轄権を持つと判断された場合、当事者に対し仲裁を申し立てるよう通知し、審査意見を書面にて当該労働紛争仲裁委員会へ通知する。労働紛争仲裁委員会が依然として受理せず、当事者が当該労働紛争事項について提訴した場合、裁判所は受理しなければならない。

2. 基層裁判所は仲裁裁決の類別を審査する権利を有する

「労働紛争調停仲裁法」第 47 条は、仲裁裁決を終局的裁決と非終局的裁決に区分し、それぞれ異なる救济方法を定めている。「解释四」第 2 条は、実務における裁決の類別判断方法について以下のように定めた。

- 1) 仲裁裁決の類別は仲裁裁決書で定められたものに準ずる。
- 2) 仲裁裁決書で明確にされていない場合、基層裁判所は審査権を有する。
 - 審査を経て非終局的裁決と判断された場合、基層裁判所が受理する。
 - 審査を経て終局的裁決と判断された場合、裁判所は受理しない（既に受理していた場合は提訴を却下する）。使用者は不受理の裁定書を受領してから 30 日以内に労働紛争仲裁委員会所在地の中級裁判所に対し仲裁裁決取消の申立てを行うことができる。

3. 終局的裁決の取消を申し立てられた事件に関する審理規則を制定した

「解释四」第 3 条は、終局的裁決の取消を申し立てられた事件に関するいくつかの審理規則を定めた。

- 1) 合議廷が審理を行う。
- 2) 開廷審理を原則とするが、資料閲覧、調査および当事者への質問を通じて、新たな事実、証拠または理由が出ず、合議廷が開廷審理の必要なしと判断した場合は、開廷審理を行わずともよい。
- 3) 双方の調停を行うことができ、調停協議書で合意した場合、調停書を作成する。当該調停協議書は強制执行力を持ち、裁判所に対し強制執行を申し立てることができる。

4. 調停協議書は司法の確認を経てから強制执行力を持つ

行政機関、人民調停組織、業界調停組織またはその他の調停の職能を具備する組織が行う調停（裁判所によるものではない）を経て成立した調停協議書は、民事契約の拘束力を具備するのみであり、本来は強制执行力を持たず、直接裁判所を通じて強制執行を行うこと

层法院申请司法确认（即由法院确认其效力）后，即可具备强制执行效力。

（里兆律师事务所 2013 年 03 月 29 日整理编写）

はできなかった。しかし、「解釈四」第 4 条では、当該調停協議書は基層裁判所に対し司法確認（裁判所がその効力を確認する）を申請した後、強制執行力を具備することができるとしている。

（里兆法律事務所が 2013 年 3 月 29 日付けで作成）